

令和 4 年 6 月 26 日現在

機関番号：32630

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17H02456

研究課題名（和文）国際経済協定に基づく貿易と投資の紛争解決基準と国家の公共政策空間の横断的研究

研究課題名（英文）Comprehensive Study on Dispute Resolution Standards over Trade and Investment and Public Policy Space of a State in International Economic Agreements

研究代表者

川崎 恭治（KAWASAKI, Kyoji）

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70204708

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、貿易や投資などを規律する多数国間、複数国間、そして二国間で締結される国際経済協定において、加盟国の公共政策（例：人の健康保護、環境保全）をめぐる規制権限の範囲が、近年の判断・判決の分析、他の国際裁判所における判断との対比、条約解釈ルール分析を行うことで、一般的に考えられているよりも広く（貿易の文脈では輸入国、投資の文脈では投資受入国に）認められていることが明らかにされた。また関連する論点として、投資条約仲裁における管轄権と適用法の分析を通じて、投資紛争における投資条約義務違反の責任の実現という投資条約仲裁の中心的な役割が明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

歴史的に我が国は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）およびそれに続く世界貿易機関（WTO）への参加を通じて、貿易自由化を積極的に推進してきた。近年でも我が国は、貿易や投資を規律する複数国間および二国間の国際経済協定を積極的に推進しているところ、その結果として、国家が国内の公共政策に対して本来的に有する規制権限を放棄することになるのではないかと、という疑問または不安が生じることがある。それに対して本研究は、協定の構造、先例の分析、理論的な検討を総合すると、一般的に考えられているよりも国家には広い規制権限が残されていることを示すことで、その学術的および社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed the scope of regulatory autonomy of over public policies (e.g., protection of human health, environmental protection) of Member States identified in international economic agreements on trade, investment, and other matters concluded multilaterally or bilaterally. Through an analysis of recent decisions and awards by the judicial bodies established therein, a comparison of them with the judgments of other international courts, and an analysis of the rules of treaty interpretation, it became clear that a wider discretion is granted to importing countries in the context of trade and to host countries in the context of investment than is generally believed. As a relevant issue, the central role of investment treaty arbitration in implementing the responsibility for a breach of investment treaty obligations in investment disputes was identified through an analysis of jurisdiction and applicable law in investment treaty arbitration.

研究分野：国際法

キーワード：国際経済法 強行規範 投資条約紛争 共有天然資源 世界貿易機関

1. 研究開始当初の背景

貿易や投資などの国際経済活動を規律する国際経済協定が多国間、複数国間、そして二国間で数多く締結されている。他方で、国家は人の健康保護や環境保全といった公共政策を国内で実施する義務を負うことから、それにもなって国際経済活動に制限的な影響を与えてしまう場合がある。そこでこれらの国際経済協定では、一定の範囲で加盟国の規制権限（規制空間）を確保する形がとられるのが通常である。

国際経済協定における加盟国の規制権限を画定する一つの試みとして、国際法および国際経済法分野においては、いわゆる「審査基準（standard of review）」（国内当局が行う事実認定や法解釈（国際経済条約を履行する国内法の解釈）について、国際裁判所等がそれをどこまで尊重する義務を負うのか、またそれとは異なる判断をどこまで新規に行うことが許容されるか）の研究が積極的に行われてきた。

しかしながら国際経済協定において認められる加盟国の規制権限の範囲は、審査基準だけによって一義的に定められるものではなく、より包括的かつ横断的な検討が必要とされる。

たとえば世界貿易機関（WTO）法では、近年のかかる傾向を踏まえた上での審査基準を検討する業績はあるが、公共政策を巡る紛争の更なる増加を受けて、この点についての更新が求められる。また投資仲裁につき、たとえば間接収用の争われた事案における審査基準について包括的な検討を行うものの、WTO 協定との対比などの横断的な分析は殆どみられない。

またこの問題は条約解釈とも密接に関係してくる。たとえば共有天然資源の保安全管理に関する国際法規律の解釈は、当該領域における国家の政策決定に影響を与えうる。また近年では、国際経済協定の解釈に際して国家責任条文が参照されるケースが増加しており（例：WTO 協定における「公的機関」をめぐる解釈）、その点においても条約解釈が加盟国の規制権限の範囲に重要な役割を果たしうる。

以上の問題意識から、国際経済協定における加盟国の規制権限の範囲について、WTO 紛争解決手続および投資条約仲裁における審査基準の問題に加えて、国際司法裁判所を含む他の国際裁判所における審査基準との対比、条約解釈が国家の政策決定に与える影響など、包括的かつ横断的な研究を試みることにした。

2. 研究の目的

以上の背景から本研究は、貿易や投資を規律する国際経済協定において、公共政策をめぐる加盟国の規制権限（規制空間）の範囲および性質を明らかにすることを目的とするものである。具体的には、政府による公共政策（例：人の健康保護、環境保全）の実施にともない、貿易や投資などの国際的な経済活動に制限的な影響が生じる場合に、関連する国際経済機関（とりわけその中の紛争解決機関）が加盟国の規制権限の範囲をめぐっていかなる判断・判決を下してきたかの分析に加え、他の国際裁判所における判断との対比、条約解釈ルールの分析を通じて、包括的かつ横断的に分析することを目指している。

3. 研究の方法

(1) 本研究の最初の2年間については、主に WTO 紛争解決制度および投資条約仲裁において加盟国の公共政策をめぐる規制権限の範囲が問題とされた案件を抽出し、それぞれの判断・判決（一次資料）について各研究者が検討・分析を行った。同時に、他の国際裁判所（とくに国際司法裁判所）による紛争解決基準についても、同様の観点から検討・分析が行われた。

(2) 本研究の後半では、これまで各分野について行われた検討結果を今度は横断的に対比することを念頭においた分析が行われた。また同時に、理論的な問題（条約解釈ルールを含む）についても検討が行われた。またここでは一次資料に加えて、幅広い二次資料・文献が分析対象とされた。そして最終年は、これまでの作業を総括する作業（研究成果の公表など）が行われた。

(3) なお本研究は、当初より日本経済団体連合会の森田清隆氏に研究協力者として参加していただいたのをはじめ、その他にも外務省の現役事務官および弁護士の方からも、それぞれあくまでも個人の資格として恒常的にご助言・アドバイスをいただいていた。それらを通じて本研究は、実務的な視点を見失わない体制が確保されてきた。その他にも、中村江里加氏（帝京大

学) およびスキファノ・アドリアン氏 (広東外語外貿大学) にも中途から研究会に加わっていただくことで、より分野横断的な体制で研究を進めることができた。

4. 研究成果

(1) 国際投資法における国家の規制権限

国際投資法における国際投資法を含む国際経済法の様々な分野で、一方で(受入)国の(公共目的による)規制の権限・権利と、他方で外国企業(投資家)の利益・権利をどう(リ)バランスさせるか、という議論がここ10年来(あるいはもっと前から)行われてきて久しい。そこでこの問題に対して、これまで、関連する仲裁判断においてどのような解決方法が提示されてきたかのみならず、最近の二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty: BIT)あるいは多数国間の自由貿易協定の関連章において、どのような新しい規則が制定されて来たのかを検討した。

具体的には、1998年のEthyl事件や多国間投資協定(Multilateral Agreement on Investment: MAI)構想の失敗を受けての、2004年の米国モデルBITを含むその後の投資協定における対応をまず分析した。他方で同じ時期に、投資仲裁においては、警察権限、比較衡量、評価の余地などの、国内(公)法等への類推でこの問題に対応しようとしていたことが明らかになった。さらに最近10年の展開に目を移せば、新しい形の(モデル)投資協定においては、さらに踏み込んで、国家の規制権限を明記したり、投資家の義務に言及したりするものが現れてきている。投資仲裁においても、受入国による反訴が認められるなど、新しい動きがみられる。

それでは今現在におけるこの問題に関する法状況は、国内(公)法等への類推を捨てて、関連する投資協定内に設けられた様々な新しい規定を直接適用する、ということになっているかどうかというと、例えば2020年のEco Oro v Colombia事件の仲裁判断においては、新世代の投資協定の適用が問題となっているにもかかわらず、警察権限などの旧世代の投資協定の下で採用されてきた理屈が援用され続けており、過渡期の状況が続いていることが判明した。

(2) 国際経済法における強行規範の役割

国際経済法に関する紛争事例をいくつか調べてみると、紛争当事者が紛争解決のフォーラムにおいて、自己の行動を正当化する、あるいは相手の行いを非難するために、強行規範(jus cogens)に言及している事例が散見されることに気が付いた。そこでそれらを、国際経済法の規則が強行規範であると主張される場合、国際経済法の規則が強行規範に抵触すると主張される場合、強行規範の違反への対応手段として国際経済法が用いられる場合に分類して、関連する事例をいくつか紹介した。

(3) 国際通商法における国家の規制権限

国際通商法との関係では、とりわけ「食の安全(人の健康保護)」および「動物検疫(家畜伝染病)」を理由とした通商政策の、WTOにおける規律に注目した研究が行われた。人体に悪影響をもたらす輸入食品から自国民の健康を保護すること、また家畜伝染病を国内に流入・まん延させる食品の輸入を制限することは、本来輸入国の主権的な裁量に服する。しかしながらWTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」は加盟国に対し、そのような根拠でとられる輸入制限措置について、一定の規律・条件を課している。そこで先例の分析を行うことで、これらの問題についてWTO加盟国に認められる規制権限の範囲が一定範囲で明らかになった。

食の安全(人の健康の保護)については、最近の傾向として遺伝毒性発がん物質の混入・生成を理由とした食品に対する輸入制限のWTOでの扱いが注目を集めている。2011年の福島第一原発事故に起因する放射性物質(汚染物質)の混入を理由とした日本産食品に対する輸入制限とWTO協定の整合性が争われた紛争について分析が行われ、輸入国の規制権限が不当に広く認められる傾向にあることが明らかにされた。また農薬そのものではなく、その代謝物から遺伝毒性発がん物質が生成される場合に、たとえば欧州連合(European Union: EU)は「ばく露マージン(Margin of Exposure: MOE)」と呼ばれるリスク評価手法を用いた輸入規制を実施している。SPS協定は加盟国に対し、発がんリスクを理由とした輸入制限についても科学的根拠に基づくことを要求するところ、EUの対応を検討することで、MOEの使用はかかるSPS協定上の要求に応える手法となりうるということが明らかになった。

また動物検疫(家畜伝染病)については、「地域主義」の問題を中心に研究が行われた。SPS協定によれば、WTO加盟国は輸出国での家畜伝染病の発生を理由に食品等の輸入制限を課す

場合でも、特に輸出国の領域が広く、家畜伝染病の蔓延が地域毎の特徴を有している場合、それに応じた措置の実施が義務付けられる。そして先例を分析することで、輸出側から清浄地域の存在を示す証拠提供がある限り、地域主義をめぐる SPS 協定の要求は厳格であることが明らかになった（その限りで輸入国の規制権限は制限されることになる）。

その他の関連する業績として、WTO における補助金規律の問題、アンチダンピング（不当販売）税の規律の問題、サービス貿易をめぐる諸問題、近年の米中貿易摩擦について、それぞれ論考が公表された。

(4) 共有天然資源の保安全管理をめぐる国家の規制権限

共有天然資源の保安全管理との関係では、国際法の規律と国家の政策決定における裁量の範囲に着目し、国際法における持続可能な開発の実現について研究が行われた。今日、持続可能な開発は、政策決定過程において、経済、環境、社会福祉の 3 つの価値を調和させることを求める原則として捉えられる。国家は、主権の発現としての国内規制権限に基づき、国内における政策や規制の策定・実施に関して裁量を有する。しかし、地球環境保護や共有天然資源の保安全管理に関する多様な国際法規則の下で、国家は自国の国内規制権限に関して、一定の規律に服し、条件や制限を課せられる。そこで、とくに共有天然資源の保安全管理に関する国際法の規律が国家の政策空間の範囲にどのように影響するのかを明らかにし、当該問題領域における国家の裁量と国際法の規律のバランスのあり方を捉えようと試みてきた。とくに、国際法の規律内容を拡充する非拘束的文書の役割、共有天然資源の保安全管理措置の設定における国家の合意の役割および国家の政策決定において不可欠となる条約解釈に関して研究を行った。

まず、わが国が、共有天然資源の保安全管理にかかる国際法の規律や条件に照らして自国の国内政策の合法性を問われた事例の 1 つが、国際司法裁判所によって審理された「南極海における捕鯨」事件であった。同事件では、とくに、国際捕鯨委員会によって採択された法的拘束力を有しない「決議とガイドライン」が、国際組織加盟国の協力義務から生じる非拘束的文書に適切な考慮を払う義務を通じて、わが国が条約に基づいて発給した第 II 期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）への許可書の合法性を判断する実質的な基準の一つとなった。そこで、かかる推論が非拘束的文書の法的意義を高めると同時に国家主権との間で正当性に関する問題を生じさせる可能性について検討した結果、協力義務との関係で非拘束的文書が一定の法的効力をもちうる可能性とそれにより国家が同意を与えていない非拘束的文書に制約を課される問題が明らかになった。

次に、共有天然資源の保安全管理に関する規律のあり方について、「南極海における捕鯨」事件と「製紙工場」事件を比較し、多数国間条約と二国間条約の規律枠組みの違いが共有天然資源の公共財としての位置づけに決定的な違いを生み出す可能性について検討を行った。そこから、二国間の枠組みでは領域主権に対応して共有天然資源の公共性が著しく損なわれる可能性が明らかになった。さらに、共有天然資源の保安全管理に関する国際的な規制（捕殺方法、漁獲上限、池入れ量上限の設定）の策定における国家の合意形成の多様な方式について検討を行い、そこから、多数国間の枠組みでの基準設定過程における国家の同意のもつ意義の多様性が明らかになった。

続いて、条約解釈を通じた持続可能な開発の実現に関して研究を行った。条約解釈は国家機関による国内政策決定における基本的かつ日常的な作業である。そこで、条約解釈規則が政策決定者にとって有用なガイドラインとなりうるかどうかという観点から、持続可能な開発の実現におけるウィーン条約法条約第 31 条 3 項 (c) に法典化された体系的統合原則の有用性と限界について検討を行った。そこから、同規定の文言上のあいまいさに加え、「関連性」=同種の規則への考慮ならびに条約解釈の目的に内在する限界が明らかとなった。

その他の関連する業績として、国家の外交政策と慣習国際法の構成要素の 1 つである国家実行の関係を手がかりに、米国による中距離核戦力全廃条約（INF 条約）脱退直前に実施されたロシアの重大な条約違反を根拠とする条約の運用停止について検討した論考を公表した。

(5) 投資条約紛争

投資条約紛争については、条約仲裁廷および国際法の役割を、国内法廷および国内法との関係を考慮に入れながら解明するために、投資条約仲裁における管轄権および適用法に関する主要な問題について分析が行われた。そのために、契約違反と条約違反の相違原則に基づいて、契約違反に基づく請求である「契約請求」（国内法請求）と、条約違反に基づく請求である「条約請求」（国際法請求）とは異なるという基本概念を分析道具として用いて検討を行った。かかる問題関心から公表した論文として、「投資条約仲裁と国内裁判所の関係—条約請求と契約請求の峻別論の観点から—」『成城法学』第 84 号（2015 年 6 月）があるが、本研究はそのような問

題意識に基づき投資条約仲裁における管轄権や適用法に関するより広い範囲の問題を取り上げて分析した。そして、投資条約仲裁における法的な争点を国際法の基礎理論と関連付けて議論することによって、国際法の理論的な深化に貢献することが目的である。

条約請求と契約請求の相違原則（峻別論）は投資条約仲裁の判例において、条約仲裁廷と国内法廷の関係または役割を明確にするために用いられ発展してきたものである。このような観点から、管轄権に関する主要な問題として「択一条項（fork in the road clause）」（第2章）、「契約請求に対する条約仲裁廷の管轄権」（第3章）、「契約の法廷選択条項と条約仲裁廷の管轄権」（第4章）、「契約の法廷選択条項とアンブレラ条項請求の性質」（第5章）、および「不可分論と峻別論」（第6章）を取り上げて検討した。（なお後述するように、括弧内の章は出版予定の著書における章を意味する。）契約請求に対する管轄権を認め、アンブレラ条項請求を本質的に契約請求であるとする立場をとる有力な見解があるが、条約仲裁廷は契約請求を切り離して条約請求を審査するべきであるとの立場から分析した。

また、条約請求と契約請求の峻別論は条約仲裁における適用法またはプロパー・ローの問題に大きな影響を与えている。適用法の問題として、「ICSID 条約仲裁廷の管轄権における国内法の適用の意味と役割」（第7章）、「条約請求の適用法としての国際法」（第8章）および「条約請求における国内法の役割」（第9章）を取り上げて検討した。適用法の問題について、条約仲裁廷の判例によれば、国際法と国内法は独立の法秩序であることを前提としながら、条約請求（国際法請求）は投資条約の適用法規定の内容に関わりなく国際法によって規律されていることを明らかにしてきた。他方、条約請求には契約や国内法違反とさまざまな関係や結びつきが存在しており、条約請求の決定における国内法のはたしている役割を明確にすることが重要である。そのような例の一つとして、条約義務違反の審査において国内法上の権利の存在や契約違反の存在を確定するために、国内法上の概念や用語を編入（incorporation）や照会（reference）といった法技術を用いて条約義務違反の決定を行う方法が使用されていることを指摘してきた。

以上のように、投資条約仲裁における管轄権と適用法に関するこれらの問題を契約請求と条約請求の峻別論の観点から分析することによって、国際投資紛争における投資条約義務違反の責任の実現という投資条約仲裁の第一次的な役割を明らかにしてきた。これらの論稿をまとめて、単著にして2022年内に出版する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計16件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 森田清隆	4. 巻 9
2. 論文標題 投資紛争解決に関するEUの動向：EUカナダ経済連携協定（CETA）を題材に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 167-186
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石川義道	4. 巻 2020
2. 論文標題 EC及びその一部加盟国・大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立て）パネル報告書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 2020年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 川崎恭治	4. 巻 86
2. 論文標題 国際経済法における強行規範の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 91-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 石川義道	4. 巻 140
2. 論文標題 家畜伝染病の発生直後からの地域主義の実現に向けて：二国間枠組みとWTO体制の協働関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 88-114
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 なし
2. 論文標題 近時の米中貿易摩擦と『食の安全』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法学会エキスパート・コメント	6. 最初と最後の頁 なし
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hamada, Taro, and Ishikawa, Yoshimichi	4. 巻 11
2. 論文標題 Are Korea's Import Bans on Japanese Foods Based on Scientific Principles? Comments on Reports of the Panel and the Appellate Body on Korean Import Bans and Testing and Certification Requirements for Radionuclides (WT/DS495)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 European Journal of Risk Regulation	6. 最初と最後の頁 155-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Morita, Kiyotaka	4. 巻 48
2. 論文標題 Recent Development in the European Union Regarding Investment Dispute Settlement Mechanism: An Analysis of the Comprehensive Economic and Trade Agreement: CETA	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Hitotsubashi Journal of Law and Politics	6. 最初と最後の頁 69-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 川崎恭治	4. 巻 17
2. 論文標題 一般国際法の強行規範の法的効果	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 565-592
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 1
2. 論文標題 「EU - エネルギー政策（パネル）（DS476）」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 2018年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kiyotaka MORITA	4. 巻 47
2. 論文標題 Development of Case Law in Investor-State Dispute Settlement (ISDS)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Hitotsubashi Journal of Law and Politics	6. 最初と最後の頁 57-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 17-P-034
2. 論文標題 ロシア - EU産の生きている豚、豚肉及び他の豚製品の輸入関連措置（DS475）：地域主義を定めるSPS協定6条の規律内容の明確化	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 RIETI Policy Discussion Paper Series	6. 最初と最後の頁 1-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 26
2. 論文標題 文献紹介：Jurgen Kurtz, The WTO and International Investment Law: Converging Systems (Cambridge University Press, 2016, xiii + 311pp.)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 235-239
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋原一樹	4. 巻 66-2
2. 論文標題 条約法条約第31条3項(c)の射程と限界：持続可能な開発と体系的統合	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 福岡大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 431-482
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuki Hagiwara	4. 巻 10-1
2. 論文標題 Suspension of the Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty prior to its withdrawal: the content of custom	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Cambridge International Law Journal	6. 最初と最後の頁 143-164
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 1
2. 論文標題 米国・カナダ産軟材に対する相殺関税措置 (DS533) : パネル報告書	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 2021年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石川義道	4. 巻 1
2. 論文標題 韓国・日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置 (DS504) : 上級委員会報告書	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 2019年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 Yoshimichi Ishikawa
2. 発表標題 Discipline in International Trade in Food After a Nuclear Accident: The Role of ICRP Recommendations
3. 学会等名 CRP International Conference on Recovery After Nuclear Accidents: Radiological Protection Lessons from Fukushima and Beyond (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Ishikawa, Yoshimichi
2. 発表標題 Radioactive Materials, Food Safety and International Trade: From Chernobyl to Fukushima
3. 学会等名 International Law in Times of Trade Wars and Global Environmental Problems: Protection or Protectionism? (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森田清隆
2. 発表標題 投資家対国家紛争処理 (ISDS) における準拠法選択に関する考察
3. 学会等名 国際経済法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 石川義道
2. 発表標題 Exploring the Policy Implications of US - Animals (DS447) for South Asian Countries
3. 学会等名 The South Asia International Economic Law Inaugural Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 秋原一樹
2. 発表標題 Structure of Duty to Cooperate for Sustainable Use of Marine Living Resources
3. 学会等名 IUCN Academy of Environmental Law (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kazuki Hagiwara
2. 発表標題 Are Shared Resources a State Good or a Global Public Good?: Reviewing State's Good Faith
3. 学会等名 IUCN Academy of Environmental Law (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kazuki Hagiwara
2. 発表標題 How to Achieve Sustainable Development Through Article 31(3)(c) of the Vienna Convention on the Law of Treaties: On the Scope and Limitations of the Systemic Integration
3. 学会等名 IUCN Academy of Environmental Law (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公男・浅田正彦・酒井啓巨編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1060(うち605 - 632頁)
3. 書名 『実証の国際法学の継承〔安藤仁介先生追悼〕』（森川俊孝「投資条約仲裁における国際法と国内法の適用と機能」）	

1. 著者名 C. Voigt (ed.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 476 (うちpp.167-187)
3. 書名 International Judicial Practice on the Environment: Questions of Legitimacy (Kazuki Hagiwara, "Sustainable Development before International Courts and Tribunals: Duty to Cooperate and States' Good Faith")	

1. 著者名 柳原正治・森川幸一・兼原敦子編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 575-600
3. 書名 『国際法秩序とグローバル経済（間宮勇先生追悼）』（石川義道「EUにおける残留農業のリスク評価および管理：遺伝毒性発がん物質と国際通商に関する予備的考察」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	萩原 一樹 (HAGIWARA Kazuki) (10781784)	福岡大学・法学部・講師 (37111)	
研究分担者	森川 俊孝 (MORIKAWA Toshitaka) (50017597)	成城大学・法学部・名誉教授 (32630)	
研究分担者	石川 義道 (ISHIKAWA Yoshimichi) (90749061)	静岡県立大学・国際関係学部・講師 (23803)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------